



富士市若者世帯定住支援 奨励金交付制度概要

制度創設趣旨

本市の策定する都市活力戦略に基づき、人口減少の著しい世代の市外からの転入を促進するため、若年夫婦を対象に、住宅取得に係る費用に対して助成を行う。

制度概要

対象者 市外から転入する若者夫婦世帯

対象要件 **【対象者】**
市外に1年以上居住していた世帯で、富士市に定住する夫婦いずれかが満40歳未満(計画申請時)の若者世帯など

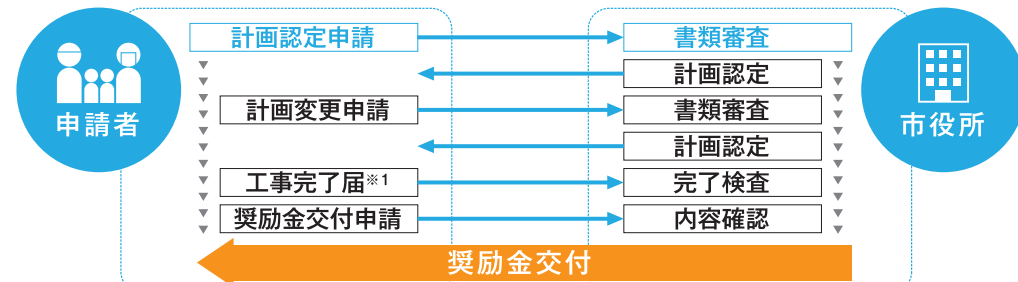
【住宅】
玄関、居室、台所、トイレ及び浴室等を備えていて、自ら居住する住居であること。など

対象地域 富士市 住居系・商業系用途地域内
市街化調整区域は対象になりません

奨励金の内容 奨励金一覧

- 1. 住宅取得(新築・購入)** 助成額 **70万円**
居住用部分の床面積が50㎡以上
- 2. 市内業者での新築施工** 助成額 **30万円**
市内業者(市内に主たる事務所を有する工務店、大工等の事業者をいう。)が新築した対象住宅を取得した場合
- 3. 二世帯住宅として取得** 助成額 **20万円**
各世帯が台所・トイレ・浴室を備えていること
- 4. 小学生までの子がいる世帯** 助成額 **1人×10万円**
(3人以上)
- 5. 首都圏からの転入** 助成額 **50万円** **プラス**
(東京・神奈川・千葉・埼玉)
1年以上継続して首都圏に居住していた若者世帯

申請・認定・交付の流れ



※申請は工事着手購入契約前であること
新築は工事着手前、建売住宅・新築分譲マンション・中古分譲マンションは購入契約前
※1 認定後1年以内に提出

Q&A

Q1 富士市に何年以上住む必要がありますか?

A 10年以上居住する必要があります。10年に満たない場合は基準にもとづき返還を求めます。

Q2 住宅取得後に富士市へ転入し、婚姻する予定ですが、対象となりますか?

A 計画認定申請時に婚姻していることが条件になりますので、対象となりません。

Q3 市外から子ども夫婦が転入し、増改築しますが対象となりますか?

A 転入されるお子さん夫婦が施主となり、増改築部分の床面積が50㎡以上、かつ、その費用が500万円以上であれば、増改築も対象となります。

Q4 どのような住宅が対象となりますか?

A 取得価格が500万円以上の新築住宅・建売住宅・中古住宅・分譲マンションが対象となります。

Q5 アパートを新築し、その一室に居住する場合は対象となりますか?

A アパートを新築しただけでは対象になりませんが、その一室を住宅にする場合は対象となります。また、店舗兼用住宅も対象となります。

Q6 親と共有の場合は対象となりますか?

A 若者夫婦世帯の持分が1/2以上でかつ500万円以上負担していれば対象となります。

住むなら、 富士市。

富士市の住活応援団
富士市若者世帯定住支援奨励金交付制度



富士市に転入希望で
夫婦どちらかが40歳未満の方
今がマイホーム購入の
チャンス!

申込締切日
2020年
3月31日 火
まで

住宅取得(新築・購入) 70万円 + 市内業者での新築施工 30万円 + 二世帯として取得 20万円 + 小学生までの子がいる世帯 10万円
人数×10万円(3人以上)

首都圏からの転入(東京・神奈川・千葉・埼玉) **50万円** **プラス**
首都圏から転入し、たとえば、子供3人で二世帯住宅を市内業者で建築なら
最大200万円
の奨励金!

富士市スミドキU40

富士市都市整備部住宅政策課

お問合せ先 富士市役所 都市整備部住宅政策課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100
Tel▶0545-55-2817 Fax▶0545-57-2828 E-mail▶to-juutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp

※条件により異なります。詳しくは裏面をご覧ください。